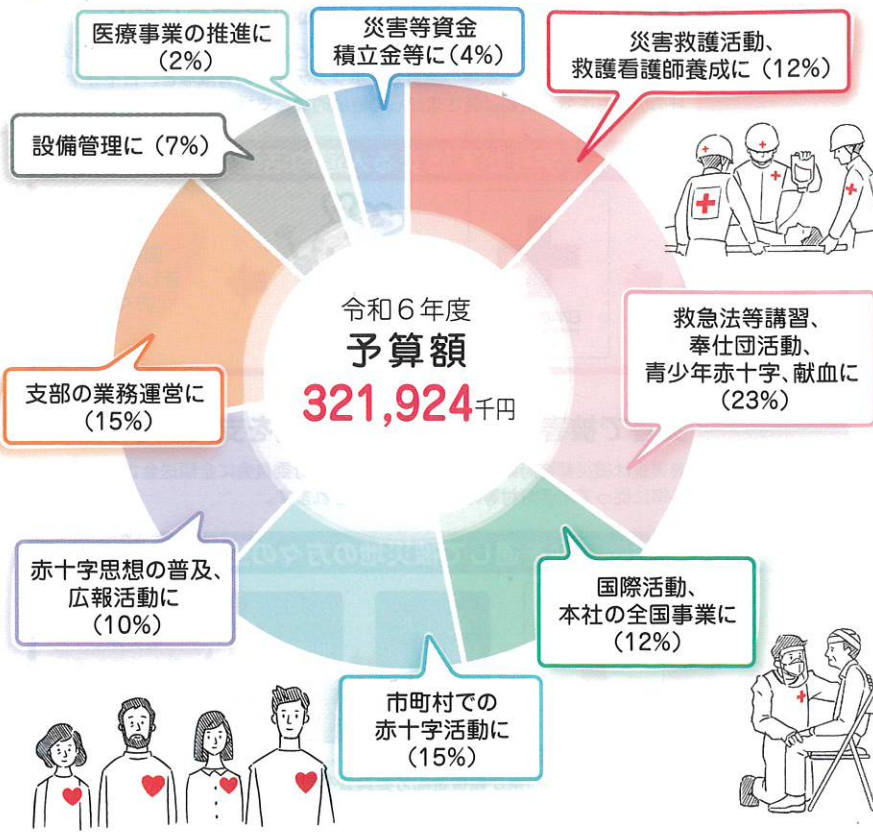


皆さまからお寄せいただいた活動資金は、
様々な事業に活用されます。



あなたのご寄付でできること

2,000円 ▶毛布 /1枚
避難所での生活に不可欠な毛布を1人分届けられます。

5,000円 ▶緊急セット /1セット4人分
避難先での生活にあると便利なマスク、ウエットティッシュ、ランソ、懐中電灯、歯ブラシなどが一式収納された「緊急セット」を1セット(4人分)備えることができます。

25,000円 ▶心肺蘇生訓練人形 /1体
日本では、7分に1人が心臓突然死で亡くなっています。突然の心停止に陥った人を救う「心肺蘇生」を学ぶための器具「心肺蘇生訓練人形」を整備することができます。

お住まいの地域でのご協力のほか、次の方法でもご寄付を受け付けています

- 銀行・郵便局窓口で** 専用の振込用紙(振込手数料無料)をご用意しておりますので、お電話(組織振興課：024-545-7998)または福島県支部のホームページ内お問い合わせフォームよりご連絡ください。振込用紙をお送りいたします。
- 口座自動引き落しで** 口座振替申込書をお送りいたしますので、上記と同様にご連絡ください。ご寄付の頻度(毎月払い・年1回払いなど)や引き落とし希望月が選べいただけます。
- クレジットカードで** インターネット上で申込みいただけます。クレジットカード申込専用ページ(<https://donate.jrc.or.jp/>)はこちらから

◆遺贈・相続財産のご寄付も承っております。日本赤十字社に寄付した財産は、相続税がかかりません。パンフレットをお送りしておりますのでお問合せ下さい。

●日本赤十字社への社費や寄付金に適用される税制上の優遇措置(概要)

納入者区分	区分	関係根拠法令	適用期間	措置の内容
個人	所得税の控除	所得税法第78条第2項第3号	通年	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
	個人住民税の控除	地方税法第37条の2及び同法施行令第7条の17の3	通年 (課税金額上限(380万円)に達した時点で終了)	総務大臣が毎年指定告示する日赤事業に対してなされる寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の30%まで)から2千円差し引いた額の10%が寄付者の住民税額から控除されます。(居住地の都道府県支部に寄付の場合のみ適用)
	相続税の非課税	租税特別措置法第70条	通年	寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。
法人	法人税の控除(指定寄付金)	法人税法第37条第3項第2号に基づく財務省告示	4月~9月 (課税金額上限(580万円)に達した時点で終了)	財務大臣が毎年指定告示する日赤事業に対してなされる寄付金の全額が、法人の寄付金損金算入限度額にかかわらず損金の額に算入されます。
	法人税の控除(特定公益増進法人に対する寄付金)	法人税法第37条第4項	通年	通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金の額に算入されます。

表彰制度のご案内 ※100万円以上のご協力については、下記以外の表彰もございますので詳しくは当支部までお問い合わせください。

特別社員	支部長感謝状	銀色有功章	金色有功章
称号贈与通知書 金色バッジ 一時又は数回(10年以内)に2万円以上のご協力を下さった方	感謝状 一時又は累計で10万円以上20万円未満のご協力を下さった方	略章 一時又は累計で20万円以上50万円未満のご協力を下さった方	略章 一時又は累計で50万円以上のご協力を下さった方

赤十字は、動いている!

あなたと想いをひとつにして。

災害、紛争、貧困や感染症...
多くの人を苦しめる人道危機は、世界中でますます深刻化しています。
幸せな生活を理不尽に奪われ、傷つき苦しんでいる人々を救いたい。
あなたのその想いを担って、赤十字は今日も明日も活動を続けます。
いかなる状況下でも、人のいのちと健康と尊厳は、守られなければならない。
365日とぎれることのない救護と支援は、あなたと赤十字のアクションです。



赤十字の活動は、皆さまのご寄付によって支えられています
かけがえのない命を守り続けていくために活動資金へのご協力をお願いいたします

そうだったのか!! 赤十字活動資金の使い道

皆さまからのご寄付は、ここで紹介する「災害救護活動」をはじめ、苦しむ人を救う様々な活動に大切に使用させていただいています。

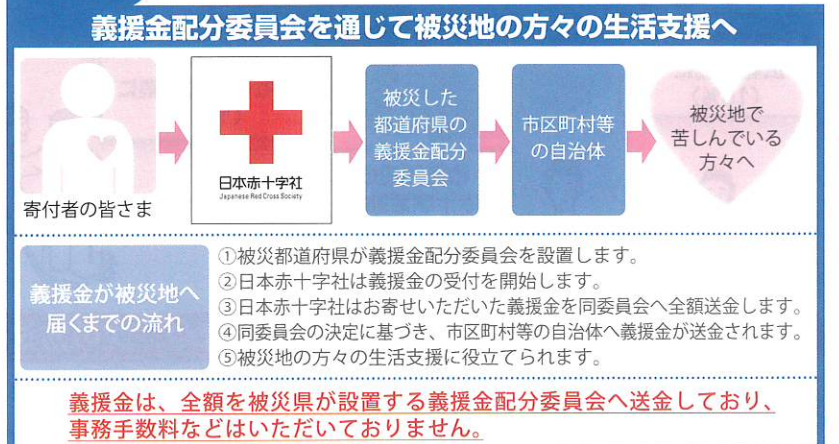


赤十字へお寄せいただく寄付の種類

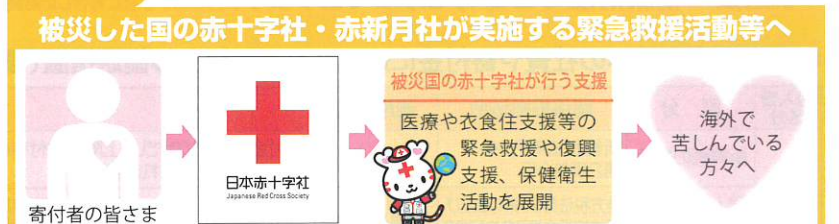
活動資金 ひとりでも多くの「いのちと健康」を守るために
 災害時の被災者救護や新型コロナウイルスなどの感染症防止への対応、防災・減災の普及啓発や救急法等の講習会、ボランティアの育成など、日本赤十字社のいのちを救う活動は皆さまからの継続的なご支援に支えられています。



義援金 災害で被害を受けた方々の生活を支えるために
 義援金は被災都道府県に設置される義援金配分委員会に全額送金され、配分基準に従って市区町村等の自治体に配分されます。



海外救援金 海外で発生した災害や紛争による被災者を支援するために
 世界各國の赤十字社・赤新月社を通じて被災国の赤十字社に寄せられる海外救援金は、被災国の赤十字社が行う被災者支援活動に役立てられます。



【支部長挨拶】



日本赤十字社福島県支部 支部長 内堀 雅雄

県民の皆さまには、日頃から日本赤十字社に対し、御理解と御協力を賜り、心から感謝を申し上げます。令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、亡くなられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

この地震に対し、日本赤十字社では全社を挙げて救護活動等を展開しており、福島県支部においては発災直後から医療救護班の第1班を石川県に派遣して以降、継続して救護班を派遣し避難所の巡回診療等、被災者支援活動を実施してまいりました。

また、昨年9月にいわき市を中心に甚大な被害をもたらした台風第13号災害の際には、避難所への救援物資の配布やあん摩マッサージ・はり・きゅう赤十字奉仕団によるマッサージ等を実施しました。

国外では、長期化するウクライナにおける人道危機に加え、昨年10月にはイスラエルとガザ地区での武力衝突が発生するなど世界の人道状況は深刻度を増しており、海外救援金の募集など国際赤十字を通じて救援活動を続けております。

さらに、防災・減災セミナーの開催による地域の防災力の向上への寄与、急速な高齢化を踏まえた健康生活支援講習など、地域包括ケアへの寄与も視野に入れ、いのちと健康を守る講習事業を実施しております。

このような赤十字の事業・活動は、県民の皆さまからお寄せいただいた善意の活動資金により支えられています。今後も、福島県支部は「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という日本赤十字社の使命を果たしてまいりますので、県民の皆さまの御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。 令和6年4月

能登半島地震における救護活動



石川県能登町の避難所で巡回診療する福島県支部救護班

令和6年1月1日に発生した能登地方を震源とする地震は、石川県を中心に甚大な被害をもたらしました。

日本赤十字社では医療救護班の派遣をはじめ、避難されている方々への救援物資の提供、義援金の募集など、被災者支援に全社を挙げて取り組んでおります。

特に救護班の派遣においては、1月2日から日赤災害医療コーディネートチームや救護班(DMATを含む)を現地に派遣し、被災者の手当てや診察などの救護活動を開始。

福島県支部においても1月6日に第一班を派遣して以降、継続して救護班を派遣し、避難所等での巡回診療やところのケア活動を行ってまいりました。

こうした活動が展開できますのも皆さまのご支援の賜物です。赤十字活動を支えてくださる皆さまに心より御礼を申し上げます。

詳しくはこちらをご覧ください

